

霧島市条例第13号
令和5年3月31日

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第5項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第6項、第7項、第9項から第12項まで、第15項及び第16項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則第19項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和4年度分の国民健康保険税であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日」に改め、「（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）」を削り、「令和4年4月1日以降」を「令和5年4月1日以降」に改め、「該当する者」の次に「であつて、当該減免に係る申請を令和6年3月31日までにを行ったもの」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。